

宇都宮市東部地域渋滞対策協議会 規約(案)

(名 称)

第1条 この会は、宇都宮市東部地域渋滞対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、宇都宮市東部地域における渋滞の緩和を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ICT・AIを活用した渋滞対策の現地実証実験に関すること。
- (2) 現地実証実験に関する効果分析及び検証に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要と認められること。

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、異動等に伴う委員の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の後任者が引き継ぐこととする。
- 3 協議会は、その目的を達したときに解散する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 監 事 2 名

- 2 役員は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 役員は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 監事は、会計を監査する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、開催する。

- 2 会議は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業の計画及び報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。

- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させ

ることができる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び書記若干名を置く。

- 2 事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置き、事務を行う。
- 3 事務局長は、課長の職員があたる。
- 4 書記若干名は、事務局の職員があたる。
- 5 事務局長及び書記は、会務を処理する。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等)

第10条 協議会の経費は、国からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

(議事の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。

ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (令和3(2021)年10月29日)

- 1 この規約は、令和3(2021)年10月29日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和5(2023)年3月31日までとする。
- 3 令和3(2021)年度の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、協議会設立の日から令和4(2022)年3月31日までとする。

附 則 (令和4(2022)年11月 日)

- 1 この規約は、令和4(2022)年11月 日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和6(2024)年3月31日までとする。

別表 1

(敬称略・五十音順)

	氏 名	所属・職
1	赤澤 幸男	芳賀町建設産業部 部長
2	大沼 康明	(株)日立産業制御ソリューションズ 主任技師
3	長田 哲平	宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授
4	郡司 明夫	清原工業団地総合管理協会 専務理事
5	篠田 治	宇都宮市建設部 部長
6	谷 英夫	栃木県県土整備部 次長
7	中尾 正俊	宇都宮ライトレール(株) 常務取締役
8	沼野 孝雄	栃木県警察本部交通部交通規制課 課長
9	福森 穰	本田技研工業(株)コネクテッドソリューション開発部 主幹
10	吉田 幸男	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 所長
11	渡辺 信夫	芳賀町工業団地連絡協議会 事務局長